

海 津 市 電 子 自 治 体 構 築 計 画



平成20年3月

海 津 市

= 目 次 =

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
第2章 電子自治体を取り巻く状況	4
1 国の動向	4
2 県、市町村等の動向	10
第3章 情報システムの現状と今後に向けた課題	14
1 情報システムの現状	14
2 情報システム運用の現状	17
3 情報セキュリティ対策の現状	18
4 行政手続オンライン化の現状	20
5 今後に向けた課題	21
第4章 電子自治体の構築ビジョンと将来像	22
1 電子自治体の構築ビジョン(目標)	22
2 各ビジョンの実現イメージ	24
3 電子自治体システムの将来像	28
第5章 実施施策と進め方	29
1 行政手続のオンライン化の促進(フロントオフィスの電子自治体化)	29
2 情報システムの円滑な連携による窓口等事務の改善(効率化)	32
3 情報システムに関するコストの削減(アウトソーシング)	33
第6章 実施スケジュールと推進体制	34
1 実施スケジュールの考え方	34
2 個別スケジュール	34
3 全体スケジュール	36
4 推進体制	38
第7章 推進上の課題	39
1 行政手続オンライン化の推進に関すること	39
2 セキュリティ対策に関すること	39
3 情報格差への対応に関すること	39
4 市の各施策との連動に関すること	40
参 考 文 献	41

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

少子高齢化、国際化や高度情報化などの急速な進展による社会経済情勢の変化や市民の生活様式の多様化に伴い、行政サービスの役割も大きな変化を迎えております。こうした中、情報通信技術（ICT¹）の発展とともに、社会や暮らし、経済活動に情報化が深く関わるようになっており、海津市としても地域社会の変化に的確に対応していく必要があります。

国が平成18年1月に策定しました「IT新改革戦略」では、今後「世界におけるIT革命のフロントランナー²になる」という目標が掲げられています。これを受け、総務省では、「新電子自治体推進指針（平成19年3月）」を策定し、行政手続のオンライン化等、世界一便利な電子行政の実現に向けて電子自治体の推進を後押ししています。

また、総務省の「平成18年通信利用動向調査」によりますと、平成18年末にはインターネットの個人利用率が75.7%、企業利用率が98.8%となり、インターネットが生活の中に定着しつつあることを示しています。

こうした状況に対応するため、海津市総合開発計画では、行政の簡素化・効率化と行政サービスの質的な向上を図り、電子自治体を推進することとしています。

急速に高度化する情報通信技術、情報通信ネットワークの便益を最大限に活用することにより便利で住みやすいまちづくりを推進し、行財政改革に貢献する電子自治体の構築に向け、具体的かつ効率的な実行プランとなる電子自治体構築計画を策定します。

目的

- ・ 行政手続オンライン化の促進（フロントオフィス³の電子自治体化）
- ・ 情報システムの円滑な連携による窓口等事務の改善（効率化）
- ・ 情報システムに関するコストの削減（アウトソーシング⁴）

¹ ICT：Information Communication Technology の略。情報通信技術を示す略語としては、IT（Information Technology）が使われてきたが最近はICTが使われることが多い。

² フロントランナー：先頭を走る人。リードしている人。

³ フロントオフィス(システム)：市町村の行政窓口やインターネット画面など、市民との接点になる業務・システム。

⁴ アウトソーシング：組織の業務を外部に委託すること。

2 計画の位置付け

本計画は、海津市総合開発計画（平成19年4月）及び海津市行政改革大綱（平成18年3月）に基づき、海津市の電子自治体構築に向けた実行プランを示すものです。

（1）海津市総合開発計画

海津市総合開発計画では、第3章の政策7「効率的な行財政運営」の施策として「地域情報化・電子自治体の推進」を掲げています。総合開発計画で掲げた基本方針及び施策の方向に沿った構築計画を策定します。

○基本方針

市民の利便性を尊重した電子自治体の構築を推進します。
電子自治体の構築にあたっては、事務等の効率化に配慮するとともに、セキュリティ対策を徹底します。
同時に、すべての市民が情報社会の便益を享受できるよう、市民の情報活用能力の向上を支援します。

○施策の方向

・電子自治体の推進

行政の簡素化・効率化と行政サービスの質的な向上を図るために、住民基本台帳カード⁵（ICカード）の多目的な利用、公的個人認証⁶サービスの推進、地上デジタル放送⁷の活用、地理情報システム⁸の活用などを計画的に推進します。

・共同アウトソーシング⁹の検討

電子自治体の推進に伴う財政負担や人的負担が、行財政の非効率化を招かないよう、岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会との連携による共同アウトソーシング等を検討し、効率的な運営を図ります。

⁵ 住民基本台帳カード：その者に係る住民票に記載された氏名及び住民票コードその他政令で定める事項が記録されたICカード。

⁶ 公的個人認証（サービス）：行政手続のオンライン化に必要な、ネット社会の課題（成りすまし、改ざん、送信否認など）を解決する本人確認サービスを、全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供するもの。

⁷ 地上デジタル放送：地上波テレビ放送をデジタル化したもの。従来のアナログ方式よりも高品質な映像と音声を受信することができ、データ放送、双方向サービスにも対応する。平成23年7月24日に地上アナログテレビ放送を終了し、地上デジタルテレビ放送に完全移行する予定。

⁸ 地理情報システム：位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

⁹ 共同アウトソーシング：複数の自治体が共同して電子自治体業務の外部委託（アウトソーシング）を行うことにより、民間のノウハウも活用し、低コストで高いセキュリティ水準の下、共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うもの。

- ・セキュリティ対策の徹底

情報通信媒体の利用におけるシステムのセキュリティ対策を徹底するとともに、職員に対するセキュリティポリシー¹⁰の普及・浸透、情報セキュリティ監査の実施を図ることで、対策を徹底します。

- ・情報リテラシー¹¹の向上

すべての市民が情報社会の便益を享受できるよう、コンピュータ等の利用を支援する講座を開催するなど、情報活用能力の向上を支援します。

電子自治体の推進を図るため、情報推進を先導する職員の養成と、全職員の情報化に対する意識改革と情報リテラシーの向上に努めます。

(2) 海津市行政改革大綱

海津市行政改革大綱の第7節「行政改革推進の主な実践項目」に「4 - 1 - (2) 電子自治体の実現」として、「国の『電子自治体推進指針』に基づき、ITの便益を最大限に活用するとともに電子自治体の事務の効率化、迅速化とサービスの質的な向上を図ります。」としています。

また、取組事項「電子自治体構築計画の策定」として「行政手続や行政内部の事務処理等が合理的に電子化された電子市役所の実現に向けた構築計画を策定（平成19年度）」することとしております。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

なお、策定後においても、国、県、近隣市町村等の動向、情報通信技術の進展、合併後の分庁舎方式により3カ所に分散している庁舎の在り方の検討等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

¹⁰ (情報)セキュリティポリシー：組織内における情報セキュリティの方針をまとめたもので、「誰から・何を守るか」を明確にし、情報セキュリティ対策に一貫性を持たせるためのもの。

¹¹ 情報リテラシー：コンピュータやネットワーク等を活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。情報活用能力。

第2章 電子自治体を取り巻く状況

三位一体改革により、国から権限及び財源が地方に移譲されるなど、本格的な地方分権の時代を迎え、地方自治体においては、財源と人員が制約される中で、市民ニーズに応えていく必要があります。こうした中で、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現する有力な手段として期待されているのが電子自治体の構築です。

1 国の動向

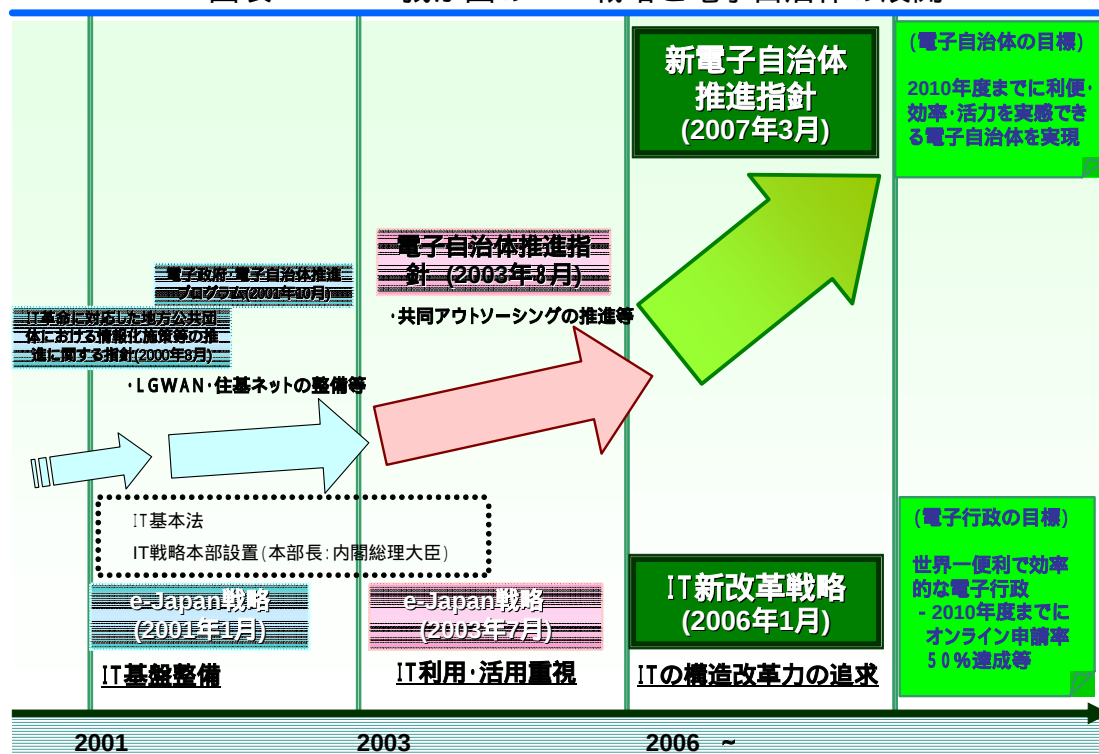
(1) 国のIT戦略と電子自治体の展開

国は、平成12年11月に高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を定めた「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」を成立し、平成13年1月に内閣総理大臣を本部長とする「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」を設置しました。

IT戦略本部は、「e-Japan戦略(平成13年1月)」、「e-Japan戦略(平成15年7月)」、「IT新改革戦略(平成18年1月)」等を策定し、「世界最先端のIT国家」の実現に向けて取組を進めています。

こうした戦略を受け、総務省は、「新電子自治体推進指針(平成19年3月)」を策定し、「2010年度(平成22年度)までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現すること」を目的とした取組を進めています。

図表2-1 我が国のIT戦略と電子自治体の展開



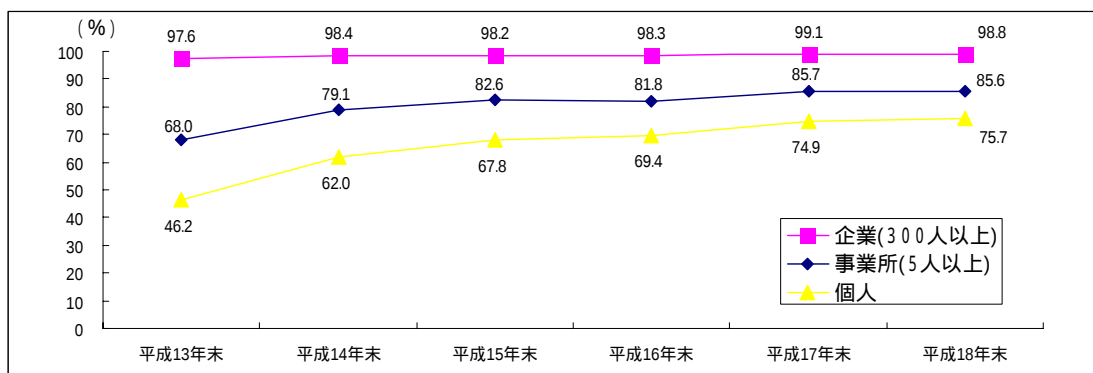
総務省「総務省における電子自治体推進の主な取組(平成19年7月)」より

(2) これまでの主な取組と成果

ア e-Japan 戦略(平成13年1月)

超高速ネットワークインフラの整備等を推進し、インターネットの普及に大きな成果をあげました。

図表2-2 個人、企業及び事業所におけるインターネット利用率



平成18年通信利用動向調査(総務省)より

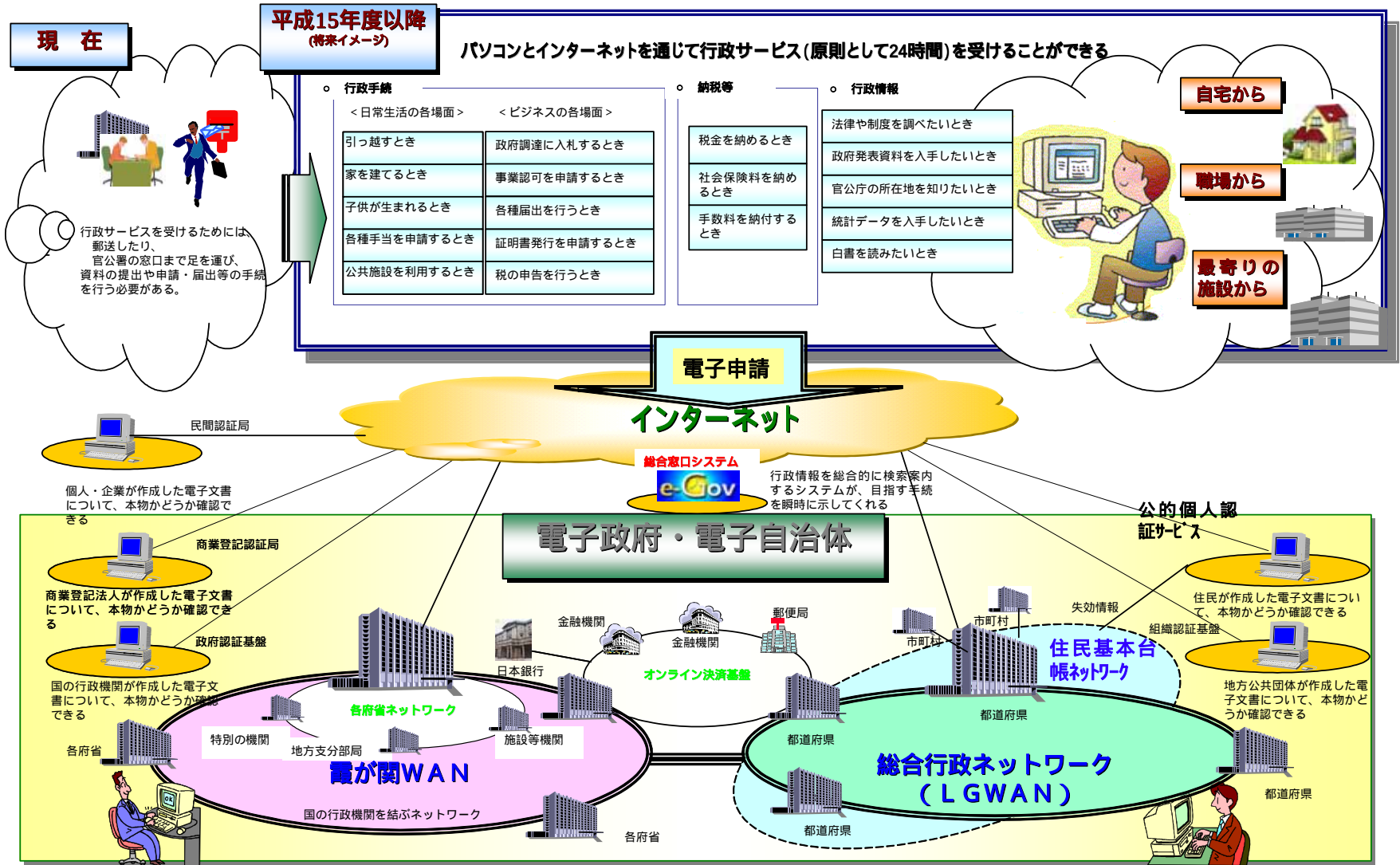
イ 電子政府・電子自治体推進プログラム(平成13年10月)

電子政府・電子自治体により実現する新しい行政サービスの将来イメージを明らかにしました。

〔電子政府・電子自治体のポイント〕

- ・ 住民及び企業がインターネットにより、24時間行政サービスを受けることができる
- ・ 国と地方公共団体を結ぶネットワークの整備

図表2-3 電子政府・電子自治体イメージ



総務省「電子政府・電子自治体推進プログラム(平成13年10月)」より

ウ e-Japan 戦略（平成15年7月）

「元気・安心・感動・便利」社会を実現するため、医療、行政サービス等の7分野でのITの利活用に向けた取組を進めました。

エ 電子自治体推進指針（平成15年8月、平成18年7月一部改定）

電子自治体の基盤整備、行政サービスの向上、行政の効率化、情報セキュリティの確保等に向けた施策が講じられ、全国的な電子自治体基盤として、L G W A N¹²や住民基本台帳ネットワーク¹³、公的個人認証基盤などを整備しました。

（3）今後の主な取組

ア IT新改革戦略（平成18年1月）

「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目標にITの構造改革力の追求に向けた施策等を展開していくことを定め、「世界一便利で効率的な電子行政 - オンライン申請¹⁴率50%達成や小さくて効率的な政府の実現 - 」を目指すこととしました。

イ 電子自治体オンライン利用促進指針（平成18年7月）

住民等の利便性の向上や業務の効率化において高い効果が期待できる手続について重点的にオンライン手続の利用促進を図ることを求め、オンライン利用促進対象手続として、次の手続を選定しました。

図表2-4 オンライン利用促進対象手続

主に住民向け手続	主に事業者向け手続
・図書館の図書貸出予約等 ・文化・スポーツ施設等の利用予約 ・粗大ごみ収集の申込 ・水道使用開始届等 ・研修・講習・各種イベント等の申込 ・浄化槽使用開始報告等 ・自動車税住所変更届 ・職員採用試験申込 ・犬の登録申請、死亡届 ・公文書開示請求	・地方税申告手続（e L T A X¹⁵） ・入札参加資格審査申請等 ・道路占用許可申請等 ・入札 ・産業廃棄物の処理、運搬の実績報告 ・感染症調査報告 ・港湾関係手続 ・食品営業関係の届出 ・特定化学物質取扱量届出 ・後援名義の申請 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する責任者の選任届

総務省「電子自治体オンライン利用促進指針（平成18年7月）」より

¹² L G W A N：総合行政ネットワーク。地方公共団体間を相互に接続する行政専用ネットワークのこと。

¹³ 住民基本台帳ネットワーク：居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステム。

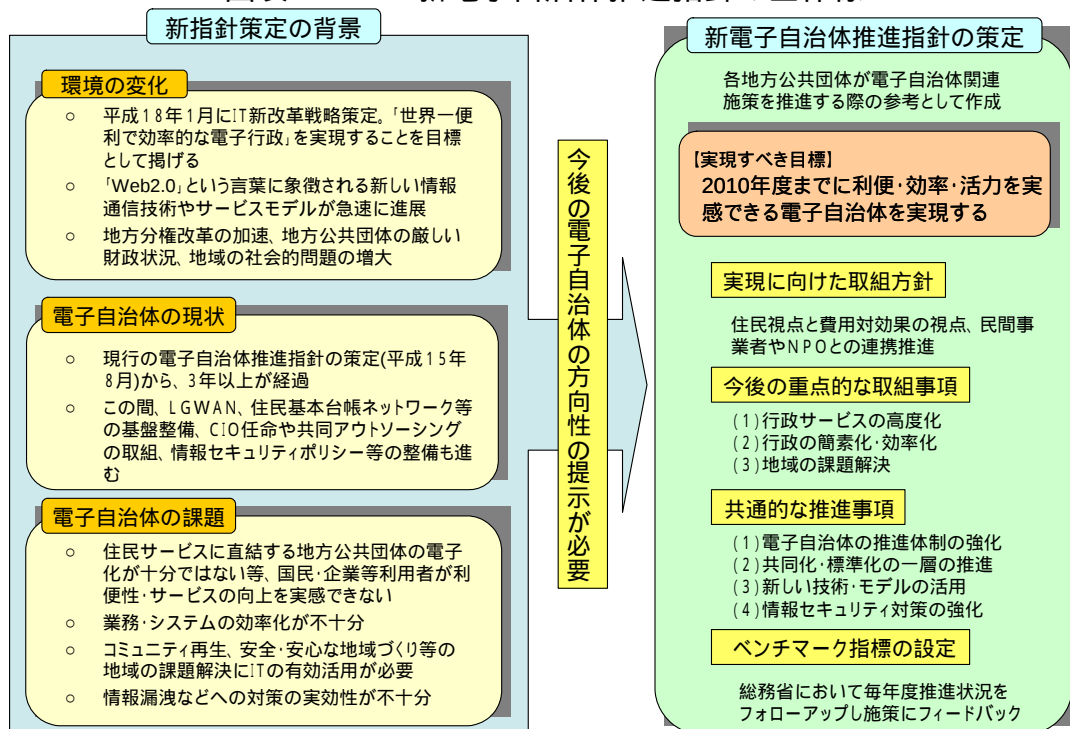
¹⁴ オンライン申請：窓口以外の場所からパソコンや携帯電話を活用して各種申請をおこなうこと。

¹⁵ e L T A X：エルタックス。地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。地方税の申告、申請、納税などの手続が一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きすることができる。

ウ 新電子自治体推進指針（平成19年3月）

「2010年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現すること」を目標に掲げ、「行政サービスの高度化」、「行政の簡素化・効率化」等を今後の重点的な取組事項とし、共通的な推進事項として、「電子自治体の推進体制の強化」、「共同化・標準化の一層の推進」等をあげました。

図表2-5 新電子自治体推進指針の全体像



総務省「総務省における電子自治体推進の主な取組（平成19年7月）」より

エ IT新改革戦略政策パッケージ（平成19年4月）

国民や企業にとって、飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスの実現に向け、国・地方の包括的な電子行政サービスの実現を掲げ、様々な行政手続を基本的にワンストップ¹⁶で簡便に行える第2世代の電子行政サービス（次世代電子行政サービス）基盤の標準モデルを2010年度を目途に構築することを目指すこととしました。

オ 重点計画2007（平成19年7月）

次世代電子行政サービスの基本構想を作成するため、官民合同のプロジェクトチームを年内に設置するなど官民の関係機関・有識者等による検討体制を整備し、次の取組を進めることとしました。

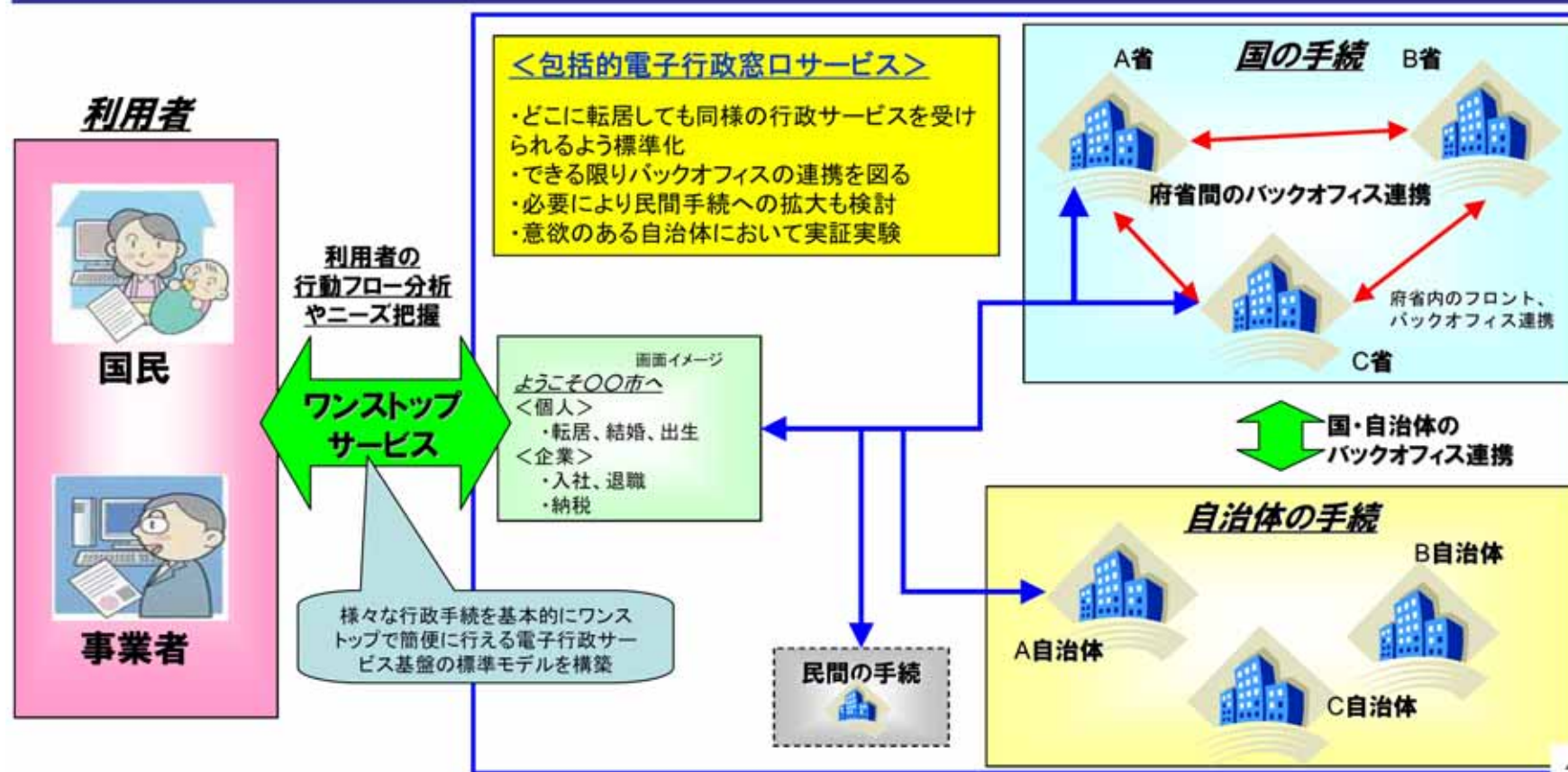
- ・ 利用者視点に基づく行動フロー分析・ニーズの把握
- ・ 府省間及び国・地方間のバックオフィス等の連携
- ・ 国と地方公共団体の情報システムのデータ標準化

¹⁶ ワンストップ（サービス）：一箇所で、又は一度の手続き・処理で、必要とする作業をすべて完了できるサービスのこと。

図表2-6 国・地方の包括的な電子行政サービスの実現イメージ

国民が実感できる実現目標:

国民や企業にとって、飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスの実現に向け、国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービスの展開を念頭に置き、利用者ニーズ等を的確に踏まえつつ、フロントオフィスとバックオフィス及びバックオフィス相互間の連携や民間手続との連携を図ることにより、様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える第2世代の電子行政サービス基盤の標準モデルを2010年度を目途に構築することを目指す。



IT戦略本部「IT新改革戦略政策パッケージの概要について」より

2 県、市町村等の動向

(1) 県のIT戦略の取組経緯と展開

岐阜県におけるIT戦略の取組は、「高度情報基地づくり」に始まり、「岐阜県IT戦略（平成13年2月）」を策定し、取組を進めてきました。

今後は、政策総点検での課題を踏まえた「ぎふIT活用プラン（平成19年3月）」に基づいて、政策展開を図ることとしています。

図表2-7 岐阜県IT戦略の取組経緯等



岐阜県「ぎふIT活用プラン（平成19年3月）」より

(2) 主な取組

ア 高度情報基地づくり(平成8年頃～)

「高度情報基地ぎふ(情場)」をキャッチフレーズとして、地域の情報化、産業の情報化、生活の情報化等を目指し、その戦略拠点として、ソフトピアジャパン、県立国際情報科学芸術アカデミー(IAMAS)、VRテクノプラザを整備したほか、情報スーパーハイウェイの整備に着手しました。

イ 岐阜県IT戦略(平成13年2月)

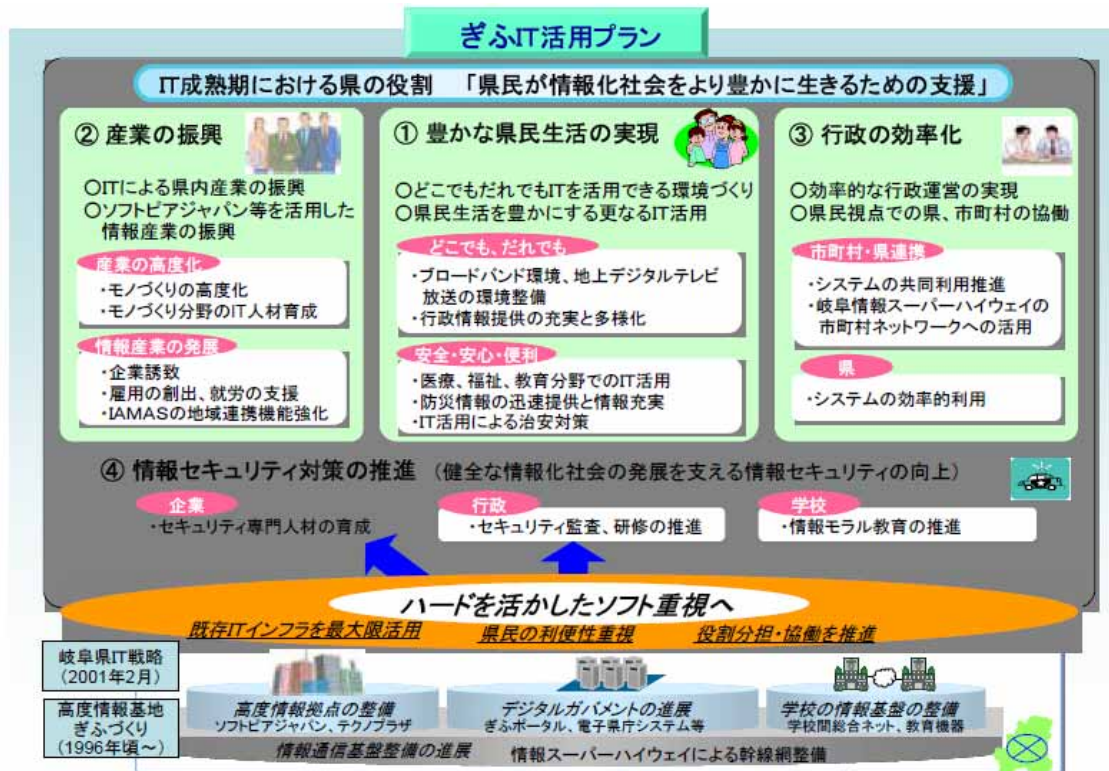
国の「e-Japan 戦略」策定期間とほぼ同時期の平成13年2月に策定され、「すべての県民がITにより豊かな生活を実感できる社会の実現」を目標に、「人材養成」及び「情報社会インフラ整備」に加え、県民生活の向上に直結する「5つのネットづくり(安全・安心・便利・快適・活力の各分野の情報化)」の推進に取り組みました。

同時に県としてITを最大限に活用した行政運営を展開することで最小の経費で最大の県民福祉を提供し、生産性の高い県政を目指す「デジタルガバメントの構築」を推進しました。

ウ めいIT活用プラン(平成19年3月)

既存のITインフラを最大限活用した「ソフト重視」の施策展開により、すべての県民がITの恩恵を実感できる社会を目指すこととしています。

図表2-8 めいIT活用プランの概要

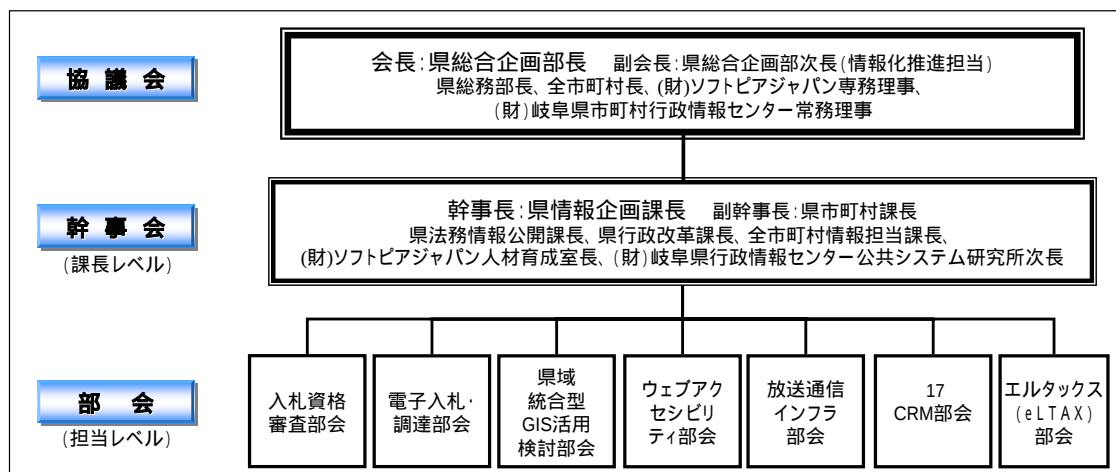


岐阜県「ぎふIT活用プラン(平成19年3月)」より

(3) 岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会の取組と展開

電子自治体については、平成14年度に全市町村及び県による「岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会（以下、「市町村・県連絡協議会」という。）」が発足し、市町村と県とが連携して取組を進めています。

図表2-9 岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会の構成



平成19年4月1日現在

市町村・県連絡協議会では、これまでに、市町村と県が連携して、効率的で利便性の高い電子自治体システムの構築を進めており、平成16年度の「共同利用型電子申請」の実証実験を始めとして、電子入札サービス、県域統合型GIS¹⁸、入札参加資格審査等の共同化を実施しています。

岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会の主な活動実績（成果）

年度	主な取組内容	海津市の状況
16年度	共同利用型電子申請の実証実験を実施（8市町が参加）。	-
17年度	共同利用型電子入札サービスの利用開始（19年度現在、27市町が利用）。	18年度から実施
18年度	県域統合型GISの共同利用開始（全団体）。	利用
	住民向けコールセンターの実証実験（7団体）。	参加
19年度	岐阜県・市町村共同入札参加資格審査の実施（32市町）。	利用

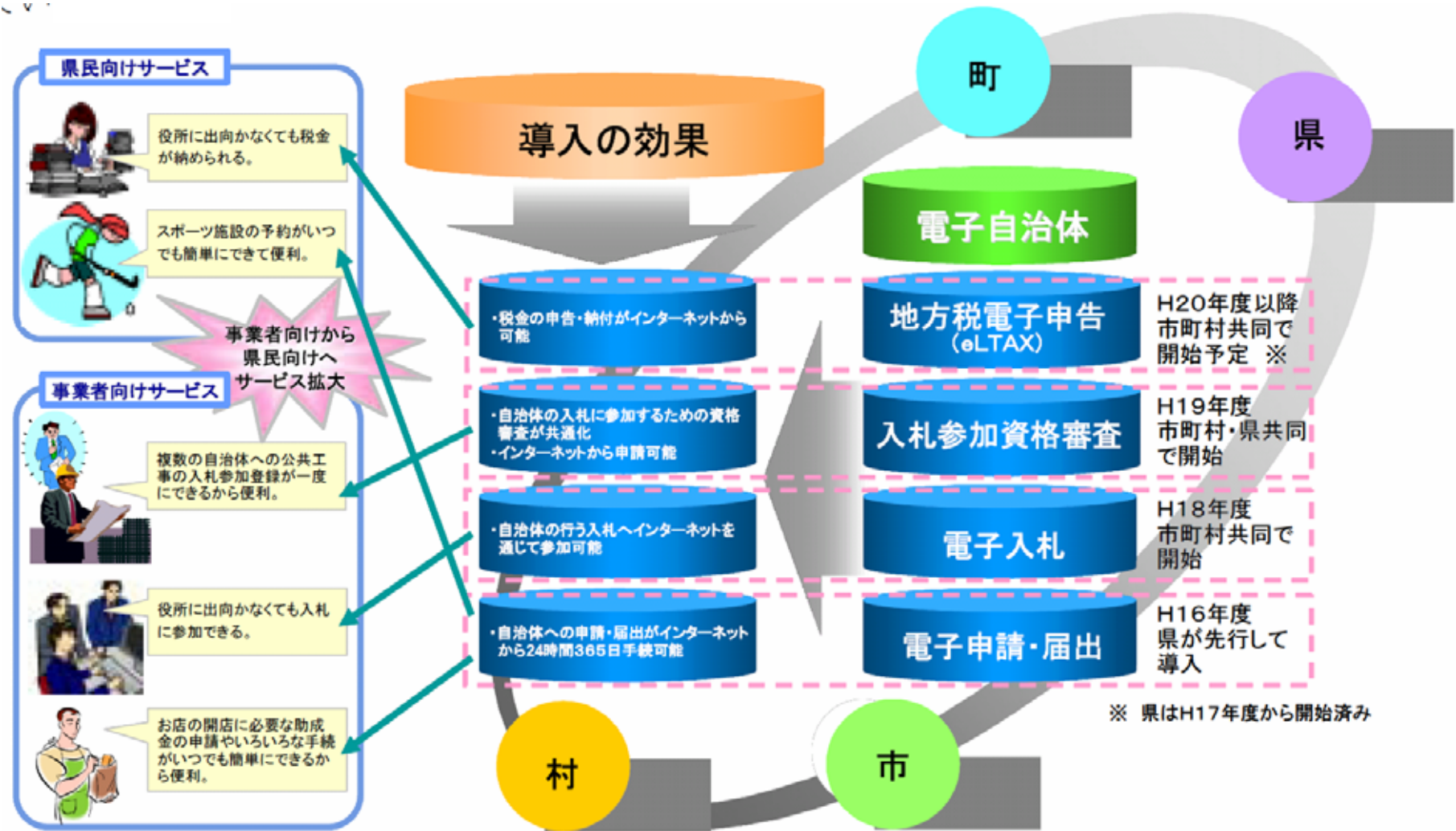
全国的にも各都道府県と市町村により構成する電子自治体推進に向けた協議会等が設置され、共同アウトソーシングによる電子申請や電子入札などの行政サービスのオンライン化への取組が進められています。

ぎふIT活用プランにおいても、市町村・県連絡協議会等を中心に「市町村と県が連携した電子自治体の推進」をする方針とし、事業者向けから住民向けにサービスを拡充することとしています。

¹⁷ CRM：行政（企業）と住民との接点となる窓口での手続きや相談、電話での問い合わせ・苦情などのサービス業務の改善を図り、住民（顧客）の利便性と満足度を高めるための取組。

¹⁸ GIS：地理情報システム。位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

図表2-10 市町村と県が連携した電子自治体の推進



岐阜県「ぎふIT活用プラン（平成19年3月）」より

第3章 情報システムの現状と今後に向けた課題

海津市は、「e都市ランキング2007」において、全国1,606団体中212位となるなど、全国の自治体の中でも比較的情報化が進んでいる状況にあります。特に「情報・サービス（インターネットでの情報・サービスの提供）」については、40点満点中31.4点、「セキュリティ（セキュリティ対策の実行）」については、15点満点中12.4点と8割前後の得点率となるなど、市の取組が成果をあげています。

「e都市ランキング」

日経パソコン（日経BP社）が行政の情報化進展度を比較するために2003年から毎年アンケートにより実施している。

対象団体：2007年5月末時点の市町村に東京23区を加えた1,827自治体
回答団体数：1,606（回収率：87.9%）

以下、5分野について、アンケートの回答を基に、各自治体の情報化への取り組みを日経パソコンが得点化し、ランキングしている。

【情報・サービス】インターネットでの情報・サービスの提供（40点）

【アクセシビリティ】Webページのアクセシビリティ¹⁹の確保（10点）

【庁内情報化】庁内の情報インフラの整備、業務の情報化（15点）

【情報化政策】情報化に関する政策の実施（20点）

【セキュリティ】セキュリティ対策の実行（15点）

1 情報システムの現状

（1）合併までの取組

旧3町においては、全国の自治体と同様、1970年代に情報処理を開始し、技術の進展に合わせて、メインフレーム²⁰によるバッチ処理²¹、オフコン²²の自庁導入、窓口業務のオンライン化、パソコンを利用したクライアント/サーバシステム²³の導入、LAN²⁴を活用した情報共有、インターネット等のネットワークを活用した外部との情報交換へと利用範囲を拡大しました。

¹⁹（ウェブ）アクセシビリティ：特に高齢者や障害者などホームページの利用に制約がある人や利用に不慣れな人を含めて、誰もがホームページで提供される情報やサービスを支障なく利用できること。

²⁰メインフレーム：基幹業務システムなどに用いられる大型のコンピュータのこと。ネットワークを通じて端末が接続されており、利用者は端末を通じてコンピュータを利用する。データの処理や保存はすべて中央コンピュータが行う中央集権的な構造になっている。

²¹バッチ処理：コンピュータのデータ処理方法で、データを一定期間あるいは一定量をまとめてから、一括して処理を行う方式のこと。または、複数の手順からなる処理において、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式。

²²オフコン：事務処理に特化した小型のコンピュータ。パソコンの高性能化と低価格化が進み、パソコン用のパッケージソフトに置き換えられてきたことから、年々需要は減少している。

²³クライアント/サーバシステム：ソフトウェアやハードウェアのシステムを、処理の中核を実現する「サーバ」と、そのサーバが提供するサービスを利用する「クライアント」に分けたシステム。

²⁴LAN：同じ建物や組織の中にあるコンピュータやプリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。

平成17年3月の合併に際しては、分庁方式とすることに合わせて、旧3庁舎及び公共施設を光ケーブルで接続するなど、幹線ネットワークを構築するとともに、市民サービスに支障をきたさないことに重点を置いて、実績のあるシステムを活用する方針でシステム統合を行いました。

また、旧3町の一部で未整備であった、1人1台パソコンの整備を行うとともにグループウェア²⁵、人事給与システム、ホームページのコンテンツ管理システム（以下、「CMS」という。）等を導入しました。

（2）近年（合併後）の取組

ア 文書管理システム（平成17年度）

文書管理システムを導入し、文書管理の合理化、簡素化及び効率化に取り組んでおり、今後は、L G W A N連携、電子決裁等の検討を行います。

イ 岐阜県市町村共同電子入札システム（平成18年度）

岐阜県市町村共同電子入札システムを平成18年9月から試験運用し、平成19年4月から本運用しています。入札の透明性向上に貢献するとともに、事業者及び市の双方の事務負担が軽減されています。

また、平成19年8月からは、県及び32市町と入札参加資格審査の共同化を実施し、事業者は、各自治体にそれぞれ提出していた申請や変更届を一括して提出することが可能になるとともに市においても審査受付が簡素化されています。

ウ 統合型GIS（平成18年度）

各課で使用する地図データを一元管理する統合型GISを導入し、個々の業務毎に整備していた地図の整備コストを軽減しています。

エ 共同利用型FAQ²⁶システム（平成19年度）

市民からのよくある質問を整理したFAQシステムを導入し、平成19年10月からインターネットで市民に公開するとともに、職員ノウハウの共有を図っています。

オ シンククライアントシステム²⁷（平成19年度）

パソコンの盗難などによる個人情報の漏えいを防ぐため、情報を記憶する本体部分のないパソコンを使う「シンククライアントシステム」を試行的に導入しています。アプリケーションの利用制限、サーバの運用方法、利便性等を検証し、今後の本格導入に向けた検討を行います。

（3）現在の情報システム

現在の情報システムは、合併以前から使用している一部の情報系システ

²⁵ グループウェア：庁内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能として、電子メール機能、電子会議室機能、電子掲示板機能、スケジューラ機能、文書共有機能などがある。

²⁶ FAQ：よくある質問とその回答。

²⁷ シンククライアント（システム）：個々のパソコン（クライアント）には、キーボードからの入力、画面からの出力の機能のみを持たせ、データ管理、ソフトウェアの実行等の機能をサーバで集中して行う方式のシステム。

ムを除き、合併時に新市の行政運営に必要なシステムとして整備したシステム並びに合併後に市民サービスの向上及び事務の効率化を目的に新規に導入した比較的新しいシステムを中心に構成しています。

図表3-1 現在導入している主な情報システム

バックオフィスシステム ²⁸	
基幹系（住民情報系）システム	
住民情報（住民記録、印鑑登録、外国人登録）、税関連（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税）、戸籍、選挙、国民健康保険、国民年金、老人保健、児童福祉、生活保護、健康管理、介護保険、福祉医療、住宅管理、水道料金、畜犬管理等	
情報系（内部情報系）システム	
財務会計、人事給与、文書管理、グループウェア、CMS等	
フロントオフィス（電子自治体）システム	
電子入札、入札参加資格審査申請、公共施設予約等	

整備して間もないシステムを中心に構成していることもあり、システムの稼働率が100%（平成18年度実績）となるなど安定的に稼働し、市民サービスや行政事務の効率化に貢献しているものの、個別のシステムごとに導入を進めてきた背景もあり、各業務・システム間の連携に次のような課題を抱えています。

ア 基幹系（住民情報系）システム

住民記録、税、国保・年金等のシステムについては、総合窓口に対応したシステムであり、システム間連携の課題は少ないが、生活保護や介護保険等、総合窓口に対応しないシステムについては、連携面での課題があります。

イ 情報系（内部情報系）システム

グループウェア、文書管理システム、財務会計システム等が連携しておらず、職員情報等を個々に管理しているため、人事異動の際に管理者に負担がかかっています。

ウ フロントオフィス（電子自治体）システム

施設予約システムで施設使用料の収納管理ができないため、窓口で施設使用料を支払う必要があります。

²⁸ バックオフィス（システム）：行政内部の管理業務システムなど、行政事務を支える部分。本計画書では、基幹系システム及び情報系システムを示す。

図表3-2 業務・システム間の連携に関する課題

業務名	業務・システム間の連携に関する課題(原課職員のコメント)
生活保護	・総合窓口で生活保護受給証明書が発行できず、福祉総務課で受け付ける必要がある。
介護保険 (保険料収納)	・収納管理システムとの連携ができておらず、滞納明細を印刷する際に、税とは別で明細を出力する必要がある。 ・異動があった際に、高齢福祉課で新規資格取得者、死亡者等の資格に関する異動処理をしてもらわないと賦課データの異動ができない。
グループウェア等	・人事情報を一元管理できないため、人事異動時に負担となっている。
施設予約	・システムでは、仮予約までしか行うことができず、施設利用時に窓口で申請が必要である。 ・システムで施設利用料の収納管理ができない。

2 情報システム運用の現状

情報システムの運用については、総務課情報政策係を中心として、各業務担当課が連携して実施しています。サーバ機器の保守作業等については、民間企業に委託していますがその他の運用管理については、総務課にて実施しているため、システムやサーバ機器の増加とともに職員の負担が増加しています。

また、情報システムへの大量の入力作業や印刷作業についても総務課で実施している状態であり、作業が集中する時期には、本来の業務に支障が出ている状況にあります。

こうした、定型業務については、アウトソーシングを実施している事例もあることから、費用対効果やセキュリティ面を踏まえてアウトソーシングを検討する必要があります。

3 情報セキュリティ対策の現状

(1) 情報セキュリティポリシー

「海津市情報セキュリティポリシー」は、海津市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものを総称するものであり、情報セキュリティ対策の頂点に位置するものです。

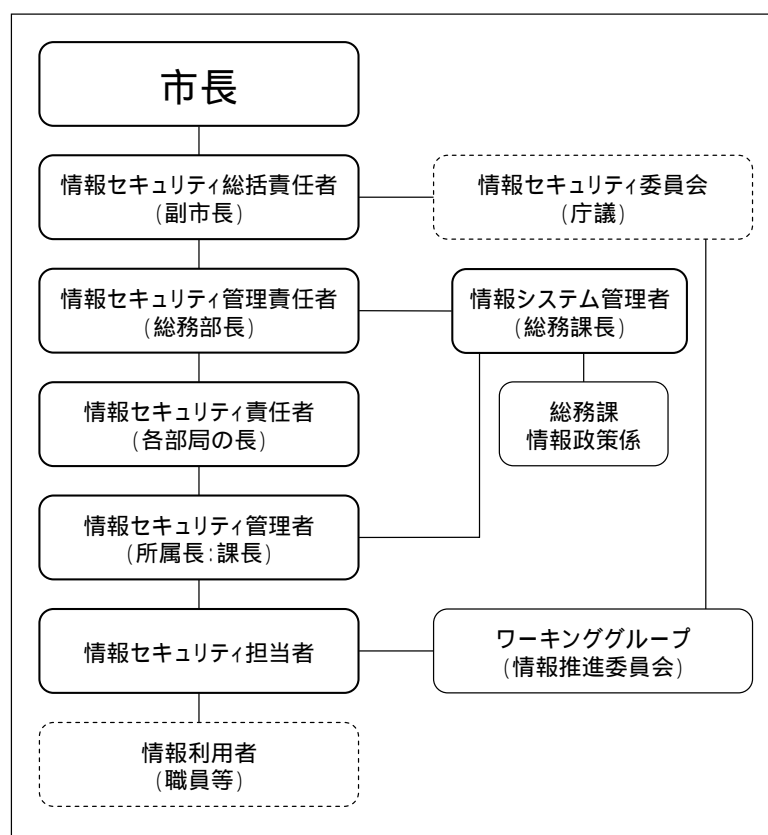
総務省が示している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成13年3月策定、平成15年3月一部改定、平成18年9月全部改定）」に準拠した新市としての統一的な情報セキュリティポリシーを平成17年度に策定し、平成18年4月から運用を開始しています。

(2) セキュリティ管理体制

市長をトップとするセキュリティ管理体制のもと、副市長を情報セキュリティ総括責任者に任命し、情報セキュリティ委員会を構成しています。

情報セキュリティ委員会の下に各課の情報セキュリティ担当者から構成する情報推進委員会を設置し、市における情報化について協議するとともにセキュリティポリシーの徹底を図っています。

図表3-3 情報セキュリティ管理体制図



(3) 内部監査の取組

平成19年度から、セキュリティ対策の現状を把握するとともに、セキュリティ意識の高揚を図るため、情報セキュリティ内部監査を実施しています。

平成19年度は、5つの課に対して、情報資産の管理状況等について、43の情報セキュリティチェック項目の監査を行い、情報セキュリティの重要性に対する認識が職員に浸透し、各課における情報保護意識が確実に強くなってきていることを確認しました。

平成20年度以降についても引き続き、実施することとしています。

4 行政手続オンライン化の現状

総務省が、「電子自治体オンライン利用促進指針（平成18年7月）」に示した21のオンライン利用促進対象手続のうち、海津市において、対象となる手続は、次の11手続があります。

- ・ 図書館の図書貸出予約等
- ・ 文化・スポーツ施設等の利用予約（実施中）
- ・ 水道使用開始届等
- ・ 研修・講習・各種イベント等の申込（一部実施中）
- ・ 職員採用試験申込
- ・ 犬の登録申請、死亡届
- ・ 公文書開示請求
- ・ 地方税申告手続（e L T A X）
- ・ 入札参加資格審査申請等（実施中）
- ・ 入札（実施中）
- ・ 後援名義の申請

対象手続のオンライン化については、次のような課題があります。

ア 市民の利便性に関する課題

- ・ 添付書類
申請に際し、添付書類の提出の必要がある手続については、別途、郵送等で添付書類を送付する必要があります。
- ・ 手数料等の納付
手数料等の納付について、窓口納付等で実施しているため、マルチペイメントネットワーク²⁹等の代替手段を検討する必要があります。

イ 事務の改善に関する課題

- ・ 申請情報の活用
オンライン申請により受け付けた情報を効率的にバックオフィス（基幹系及び情報系）システムに取り込めるようにする必要があります。併せて、バックオフィス間の連携を改善し、各業務間で効果的に情報を活用できる仕組みが必要になります。
- ・ 書面とオンライン申請の混在
申請手段をオンラインに限定することが困難なため、書面とオンラインによる申請が混在し、事務の改善につながらない問題があります。
インターネット利用率の高い若年層、事業者等を対象とした手続から優先的に進めていく必要があります。

²⁹ マルチペイメントネットワーク：金融機関が収納する公共料金、地方公金、国庫金等に関するデータを電子的に授受・処理するネットワーク。電子決済システム。

5 今後に向けた課題

今後の電子自治体構築に向けた課題について、次のとおり整理します。

(1) 行政手続のオンライン化に向けた課題

行政手続のオンライン化に向けては、次の課題があります。

- ・ 添付書類、手数料等の扱いを考慮したオンライン申請の実現
- ・ 各業務でのオンライン申請情報の効果的な活用の促進
- ・ オンライン申請と紙申請の混在への効率的な対応

行政手続のオンライン化の実現に向け、これらの課題を解決し、市民にとって利便性が高く、市の内部事務を改善するオンライン申請を実現する必要があります。

(2) 既存システムに関する課題

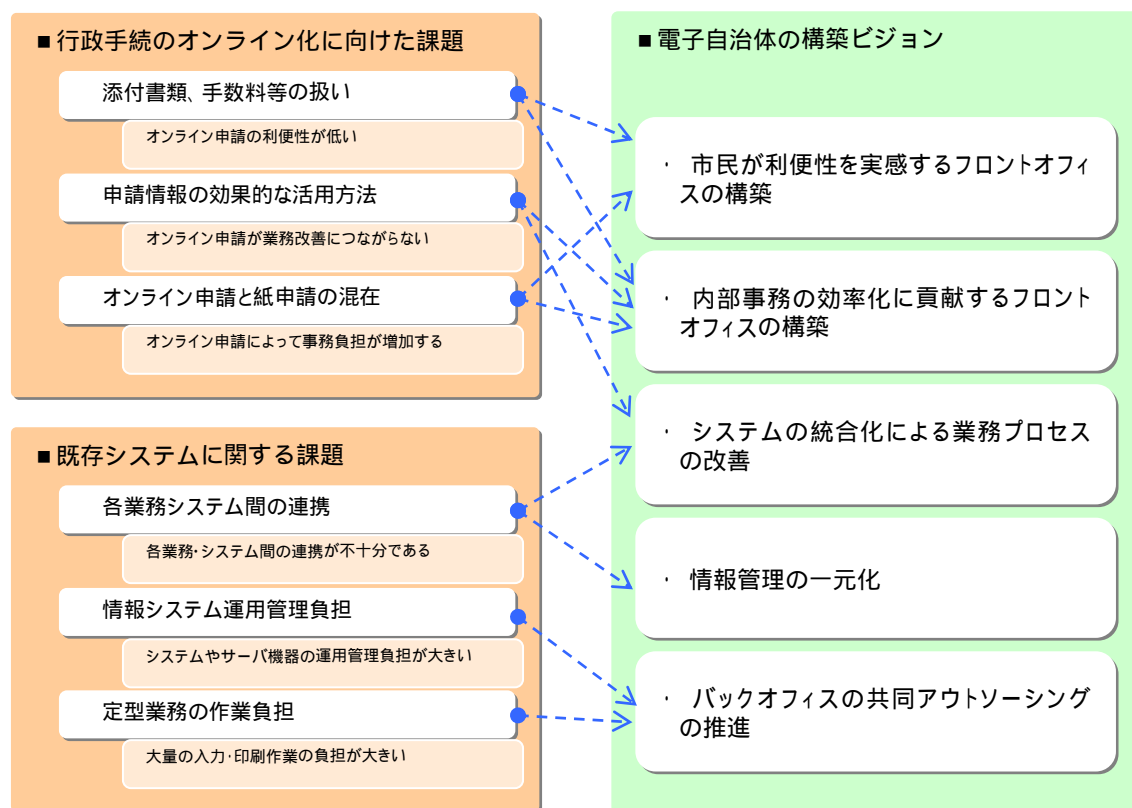
現在利用している情報システムについては、次のような課題があります。

- ・ 各業務・システム間の連携の強化
- ・ 情報システム運用管理負担の軽減
- ・ 定型業務の作業負担の軽減

今後、「第2次海津市定員適正化計画」に沿った人員の適正化等、行政改革の推進と併せて、これらの課題を解決する必要があります。

第4章 電子自治体の構築ビジョンと将来像

前頁で整理した課題を元に電子自治体の構築ビジョンを整理します。



1 電子自治体の構築ビジョン（目標）

（１）行政手続オンライン化の促進（フロントオフィスの電子自治体化）

新電子自治体推進指針等を踏まえ、市民が利便性を実感し、内部事務の効率化に貢献するフロントオフィスシステムを構築します。

また、住民基本台帳カード（以下、「住基カード」という。）の多目的利用を推進することとします。

ビジョン

市民が利便性を実感するフロントオフィスの構築

ビジョン

内部事務の効率化に貢献するフロントオフィスの構築

(2) 情報システムの円滑な連携による窓口等事務の改善（効率化）

現在の情報システムの課題を解決するとともに、行政手続のオンライン化による内部事務改善効果を一層高めるため、全体最適化の観点で情報システムの見直しを行います。

情報システムを円滑に連携し、システムの統合化による業務プロセスの改善及び情報管理の一元化を実現し、行政事務を効率化します。

▶ ビジョン

システムの統合化による業務プロセスの改善

▶ ビジョン

情報管理の一元化

(3) 情報システムに関するコストの削減（アウトソーシング）

サーバ機器の増加に伴い、サーバ管理が職員の負担になっている現状及び情報資産をより安全に管理することが求められている現状を踏まえ、データセンター³⁰の活用に向けた検討を行います。

データセンターの活用と併せて、行財政改革の観点からバックオフィスに関連する定型業務のアウトソーシングを検討します。

▶ ビジョン

バックオフィスの共同アウトソーシングの推進

³⁰ データセンター：サーバ機器等を顧客から預かり、運用管理を行う施設。地震等の災害対策設備、入退室管理などのセキュリティ設備などを備えている。

2 各ビジョンの実現イメージ

ビジョン

市民が利便性を実感するフロントオフィスの構築

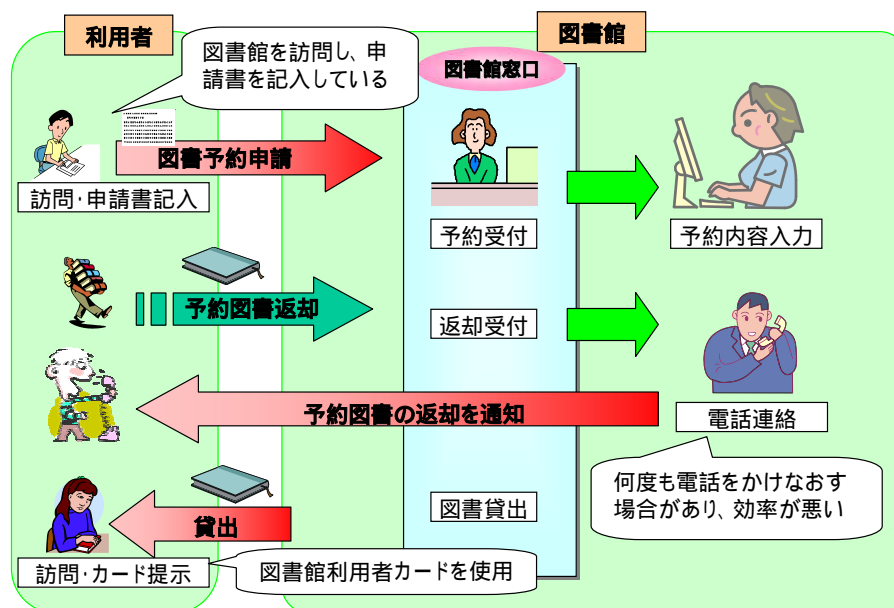
ビジョン

内部事務の効率化に貢献するフロントオフィスの構築

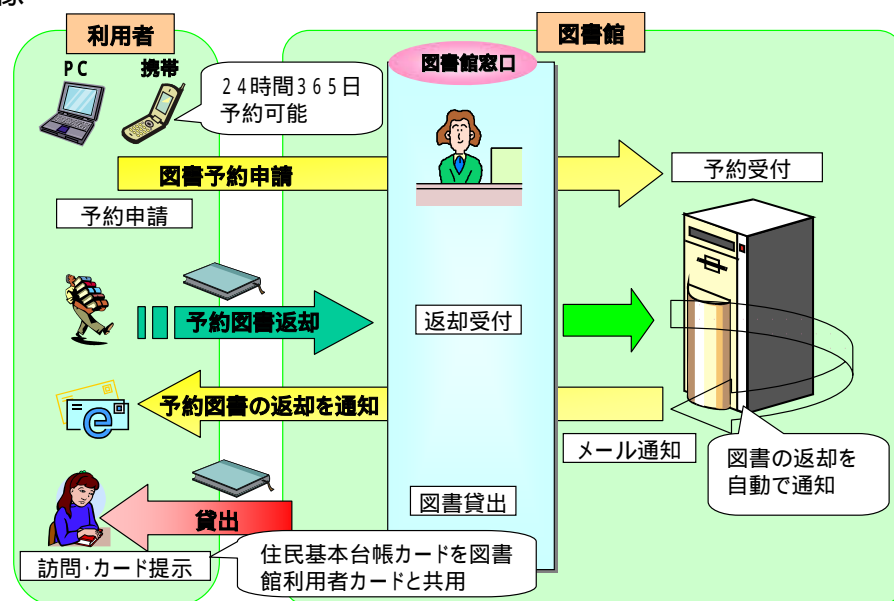
市民の利便性を向上し、内部事務の効率化が実現できるよう、手続手順を見直した上でオンライン申請を実現します。

例) 図書館の貸出予約の現状と将来像

現状



将来像



ビジョン

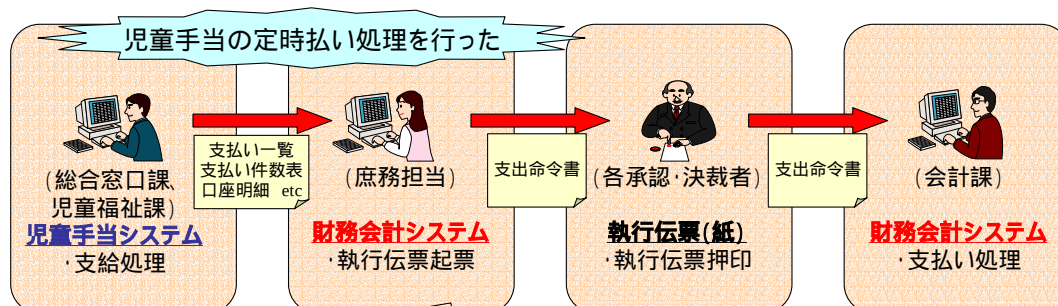
システムの統合化による業務プロセスの改善

セキュリティ面を考慮した上で基幹系ネットワーク、情報系ネットワークを一本化し、システムの統合化により業務プロセスの改善を実現します。

例) 児童手当の定時支払い業務の現状と将来像

現状

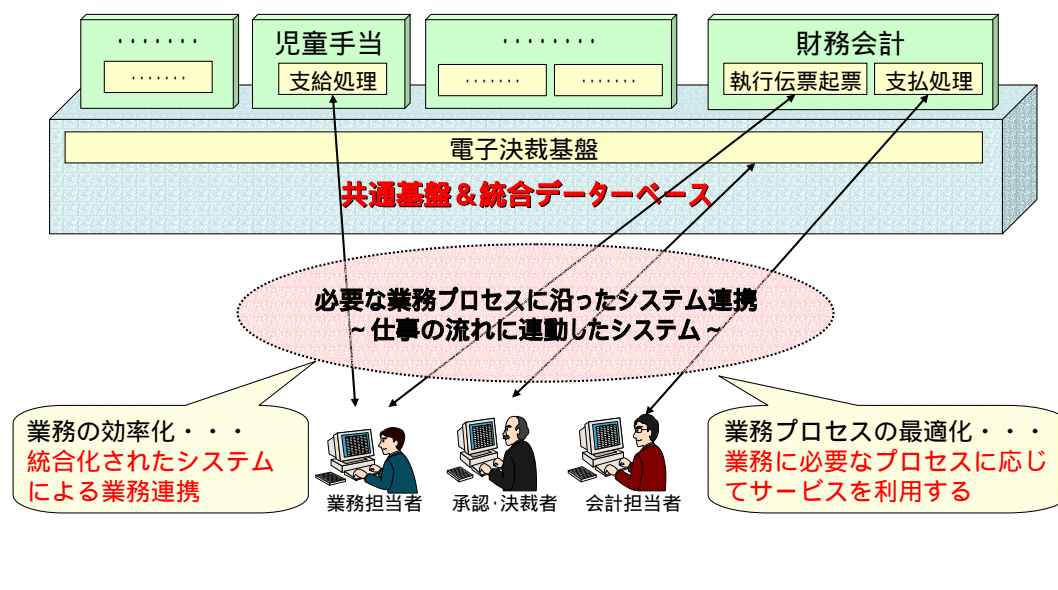
現在、一つの業務を実施するために、複数の職員が複数の端末で、複数のシステム（や手作業）を使い分けている。



課題: 業務のプロセス(仕事の流れ)に人もシステムも合っていない
組織(職務分掌)、業務(=システム)は分かれていても、情報は運動している

将来像

複数の業務システムを統合化すること業務間の連携が円滑になる。



ビジョン

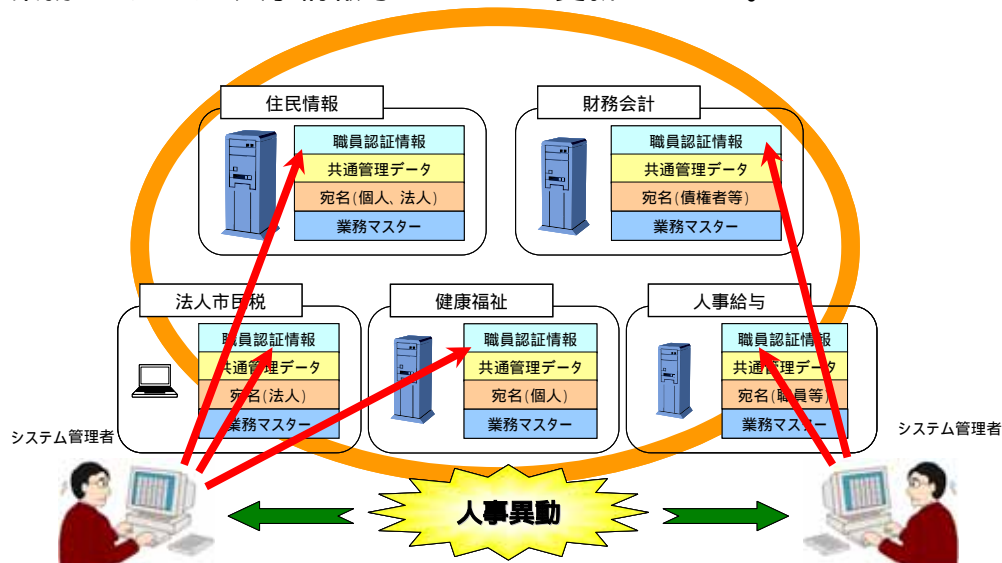
情報管理の一元化

情報の重複管理を排除し、情報を一元的に管理することにより、人事情報の更新作業等の情報システム管理にかかる作業効率を改善します。

例) 人事情報管理の現状と将来像

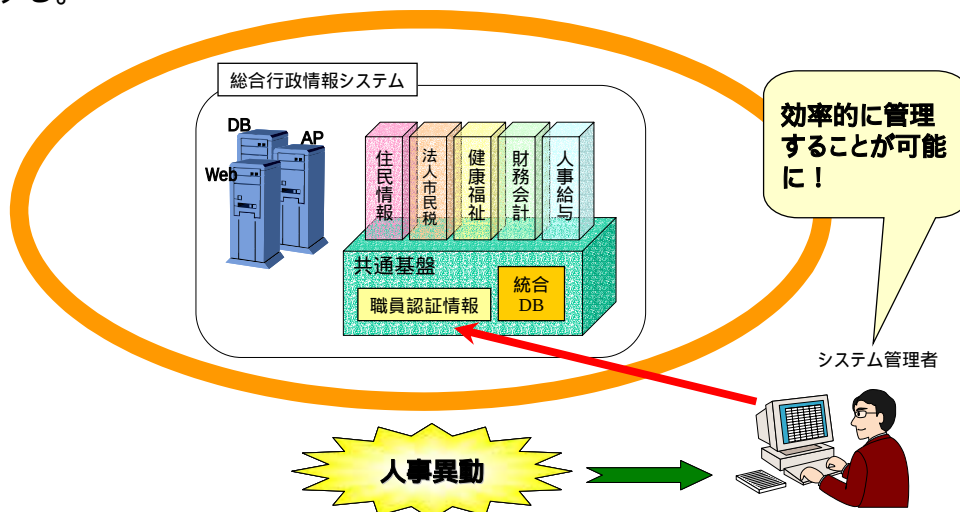
現状

人事異動が発生した際、住民情報システム、財務会計システム等、各業務システムの人事情報等をそれぞれ更新している。



将来像

人事異動が発生した際、各業務システムの人事情報等を一元的に更新する。



ビジョン

バックオフィスの共同アウトソーシングの推進

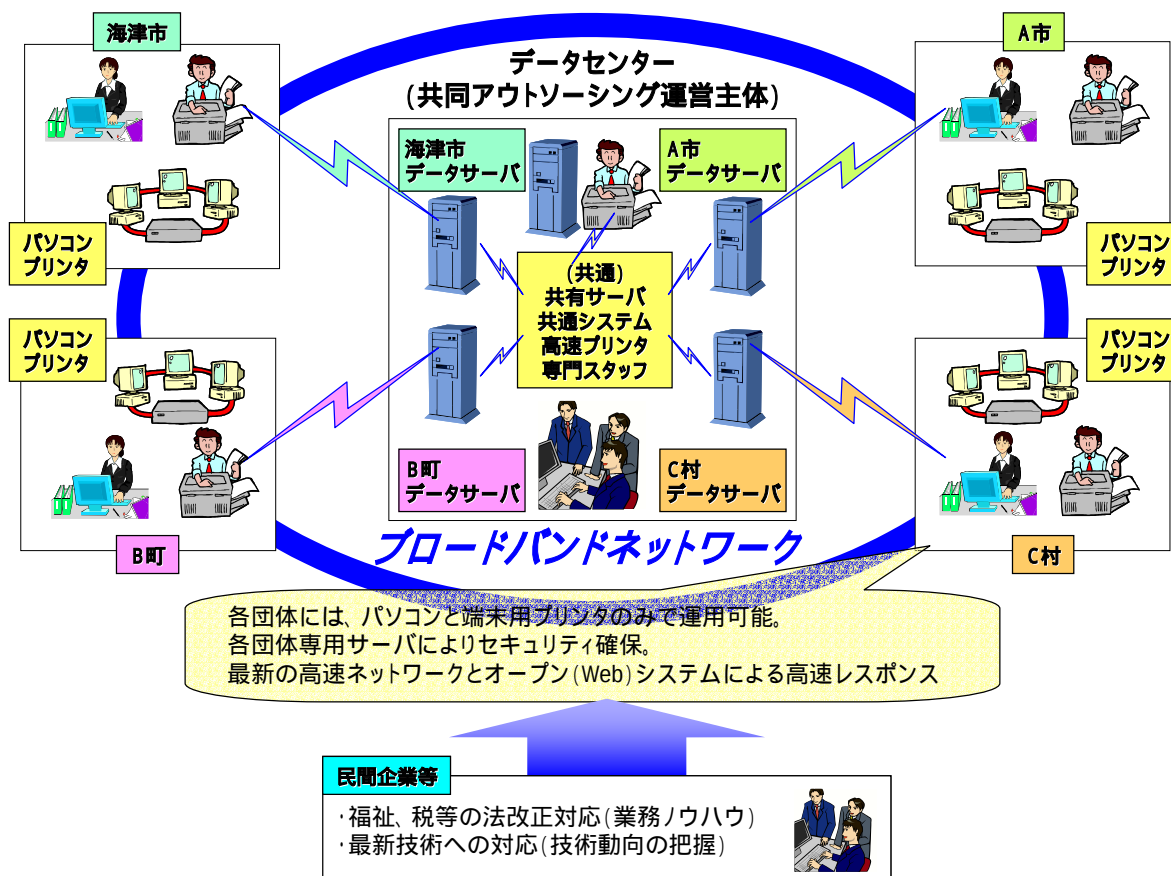
税、福祉関連等、毎年の法改正等に伴い、今後も情報システムの増加が見込まれる中で機器スペースや電源の確保、安定稼動のための十分な障害監視、技術の進展に合わせたセキュリティ対策の見直し等、これまでのように自前でサーバの維持管理を行っていくことは、経費的にも人力的にも困難な状況にあります。

また、地震等の災害時にも市民の情報を安全に保護することが求められています。

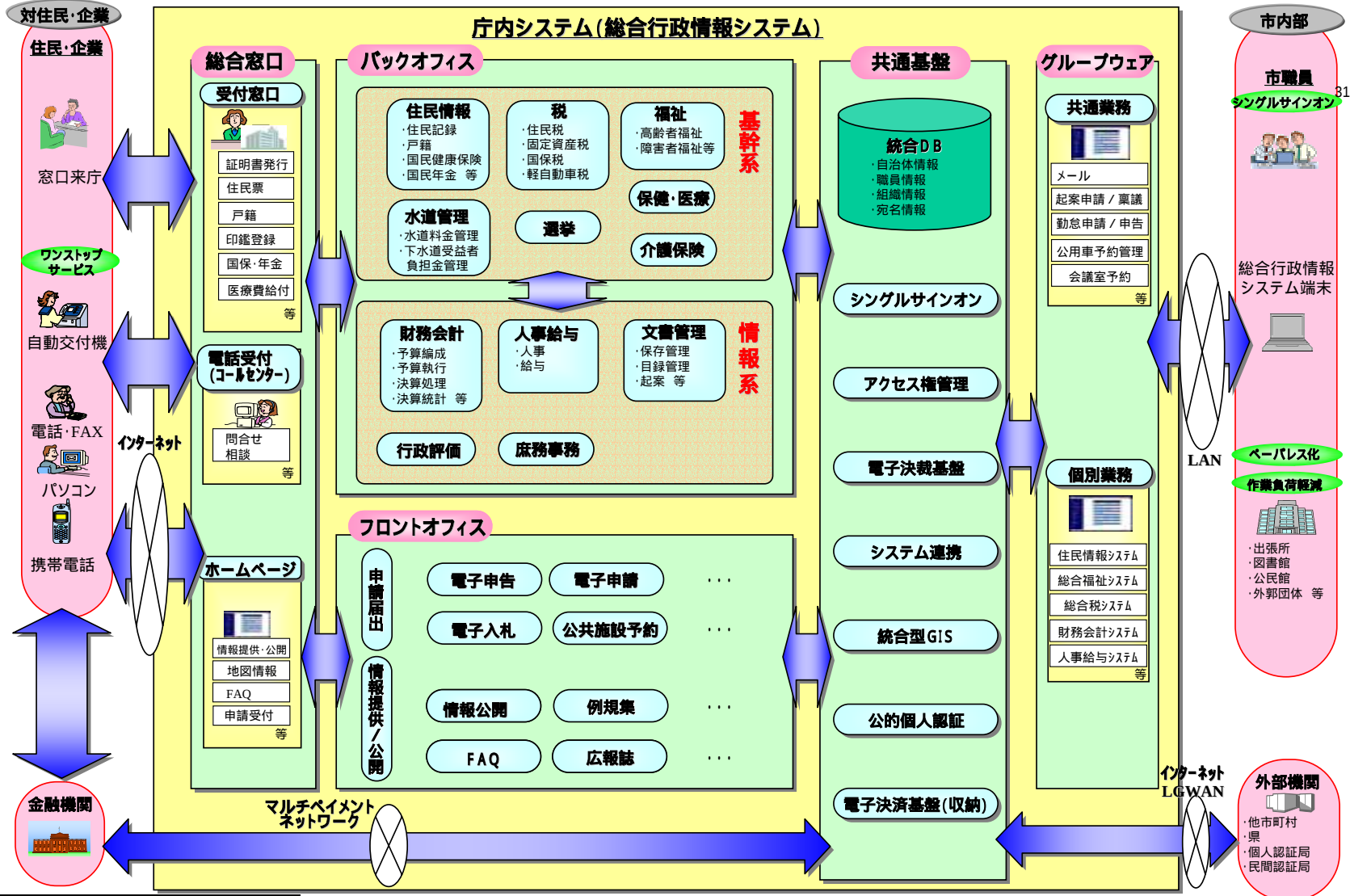
こうした状況に対応するため、費用対効果等を分析した上で、設備の充実した外部のデータセンターを活用し、情報システムの維持管理をアウトソーシングすることを検討します。

データセンターの活用に併せて、バックオフィスシステムを他市町村と共同化することで、法改正等に伴うシステム改修経費等を削減するとともに、大量印刷作業等のバックオフィス業務をアウトソーシングする共同アウトソーシングの実現に向けた検討を行うこととします。

バックオフィスの共同アウトソーシングの実現イメージ



3 電子自治体システムの将来像



³¹ シングルサインオン：ユーザーが1回のログインで、複数のシステムにアクセスできるようにする機能

第5章 実施施策と進め方

1 行政手続のオンライン化の促進（フロントオフィスの電子自治体化）

- ・ 岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会との連携を図り、財政負担及び人的負担を軽減しつつ、電子自治体を推進します。
- ・ 市民の利便性の向上及び市の事務効率の向上を実現できるよう、オンライン利用促進対象手続に関する検討を行います。
- ・ 住民基本台帳カードの多目的利用の推進と併せて、自動交付機による各種証明書交付について検討を行います。

（1）岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会との連携

総合開発計画において、「電子自治体の推進に伴う財政負担や人的負担が、行財政の非効率を招かないよう、岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡市町村・県連絡協議会との連携による共同アウトソーシング等を検討し、効率的な運営を図る」こととしています。

また、新電子自治体推進指針においても、電子自治体の構築を効率的に行うため、「共同化・標準化」を一層推進することを求められています。

市民等がインターネットを通じて使用する電子自治体システムについては、24時間365日の運用が必要となることもあり、海津市単独で構築し運用することは、コストが過大となることから、今後の電子自治体の推進に際しては、市町村・県連絡協議会等による共同アウトソーシングにより実施することとします。

（2）オンライン利用促進対象手続の検討

市町村・県連絡協議会では、オンライン利用促進対象手続のうち電子入札及び入札参加資格審査が既に市町村との共同化を実現し、エルタックス（地方税電子申告）について協議が行われていますが、汎用的な電子申請システムについては、現在取組が行われておりません。

電子申請システムについては、平成16年度に市町村・県共同利用の実証実験を行いました。市町村手続の利用が低迷したこともあり、平成17年度以降は、県単独での実施となっており、「ぎふIT活用プラン」においても、利用が低迷している手続について、廃止を含めた見直しを行うこととしています。

国や他県でも電子申請の利用は伸び悩んでおり、県内では、山間部を中心に地上デジタル放送受信対応と併せたブロードバンド³²環境整備が行われている状況であります。こうしたことから、市町村・県連絡協議会を通じた電子申請への取組は、県全域にインターネットが利用できる環境整備

³² ブロードバンド：光ファイバ、DSL（電話線を使った高速データ通信技術）、ケーブルインターネットをはじめとした高速・超高速通信を可能とする回線のこと。

が整い、県民のオンライン申請へのニーズが高まった後になることが想定されます。

海津市においては、将来の市町村・県連絡協議会での取組を見据え、単に手続をオンライン化するだけでなく、先進団体の取組み事例を基に市民の利便性が向上し、市の事務効率化がより向上するための手続手順の検討を次のとおり進めることとします。

ア 図書館の図書貸出予約等

予約された図書が貸出可能な状態になったことを自動的にメール通知できる機能を付加し、市民に迅速に伝えとともに、業務効率化と電話代の軽減につなげる。

イ 文化・スポーツ施設等の利用予約（実施中）

仮予約までしか行うことができない予約システムを見直し、業務フローを見直すことで利便性や事務の効率化ができるように改善する（平成21年度に公共施設予約システムを更新予定）。

ウ 水道使用開始届等

関東地方や関西地方では、引越しに伴う住所変更の手続を複数の事業者に一括して行うとともに、電気、ガス、水道、電話等の開始届けを併せて行えるサービスが民間企業により提供されている。水道単独でオンライン申請を実施しても十分な利便性向上につながらないことから岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会等を通じて、検討を行う。

エ 研修・講習・各種イベント等の申込（一部実施中）

施設予約システムのID³³及びパスワードを活用するなど、繰り返し申請を行う市民が住所等の入力内容を省略できるような方法を検討し、市民の利便性を向上する。

オ 職員採用試験申込

メールによる受験票の送付や卒業証明書等を試験時に提出させるなど、先進団体で実施されている方法を調査し、オンラインで申込を完結させる方法を検討する。

カ 犬の登録申請、死亡届

実施団体においても手数料の支払、鑑札の交付及び返却等のために窓口に出向く必要がある場合が多い実情を踏まえ、市民の負担を軽減できる手続手順を検討する。

キ 公文書開示請求

文書管理システムと連携し、文書目録や文書件名等をホームページ上で検索できるようにするなど、市民等が公開請求する文書を探しやすいようにする方法を検討する。

ク 地方税申告手続（e L T A X）

岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会で効果的に実施する方法を検討する。また、申告を行う事業者に対して研修を行うなど、利用促進に努める。

³³ ID：ユーザの認識番号のこと。情報システムがユーザを識別するための文字列を指す。

ケ 入札参加資格審査申請等（実施中）

平成19年8月から県及び32市町と共同で実施しており、バックオフィスと連携を図るなど引続き業務の改善を図る。

コ 入札（実施中）

今年度の実施成果等を踏まえて、電子入札の対象の拡充を図る。

サ 後援名義の申請

イベント等の後援承認事務の効率化が図れる方法を検討する。

（3）住民基本台帳カードの多目的利用の推進（各種証明書交付手段の多様化）

現在、各種証明書の交付については、「広域行政窓口サービス」、「郵便請求」の他にインターネットによる「証明書時間外予約サービス」（「住民票の写し」及び「印鑑登録証明書」）を実施しています。今後も市民サービスの観点から交付手段の多様化を行うため、自動交付機の設置に向けた検討も行っております。

また、総務省が平成20年度から住民基本台帳カードを無料発行する団体への支援を決定したことから、住民基本台帳カードの多目的利用の推進についても検討することとします。

2 情報システムの円滑な連携による窓口等事務の改善（効率化）

- ・ 基幹系及び情報系システムを統合し、業務・システム間の連携を促進することで業務効率の向上が図れるよう、業務プロセスを見直します。
- ・ 業務間の連携の確保、新たな業務への対応等を行えるよう、地域情報プラットフォームに準拠したバックオフィスシステムの更新を行います。

（１）業務プロセスの見直し

これまで、個々の業務の効率化を目的として、情報システムを導入し、業務改善に大きな効果をもたらしてきています。しかしながら、今後、人員の適正化等を進める中で、一層多様化する市民ニーズに応えていくためには、全体最適の観点で業務プロセスの見直しを行い、各システムを円滑に連携することで業務効率をさらに高めていく必要があります。

事務の簡素化及び効率化を実現するため、基幹系及び情報系システムの統合に向けて、業務プロセスの見直しを行った上でバックオフィスシステムの更新を行うこととします。

（２）バックオフィスシステムの更新

自治体の情報システムを連携する基盤として、財団法人全国地域情報化推進協会³⁴において、地域情報プラットフォーム³⁵標準仕様の策定が進められ、先進団体において導入が進められています。

海津市においても地域情報プラットフォームに準拠したシステムを導入し、各業務・システム間の連携を強化し、窓口サービスの改善、内部事務の効率化等を実現します。

今後、システムを追加する際には、地域情報プラットフォームに準拠した情報システムを導入することで業務間の連携を確保することとします。

基幹系及び情報系システムのネットワーク統合に際しては、セキュリティ面に十分配慮するとともに、統合庁舎の検討状況を考慮したインフラ整備を実施することとします。

³⁴ 財団法人全国地域情報化推進協会：地方公共団体の情報システムの抜本的改革や、地方公共団体内外の地域における多数の情報システムをオープンに連携させるための基盤の構築を推進するとともに、地方公共団体で共通利用が可能な公共アプリケーション（防災、医療、教育等）の整備等の促進を行っている団体。全都道府県、全政令指定都市、220市町村（2007年1月25日現在）、民間企業及び有識者等が参加している。

³⁵ 地域情報プラットフォーム：公共サービスに関わる情報システムの柔軟な連携や差し替えを実現する、システム連携基盤のための標準仕様。また、これによって実現する情報化社会の公共サービス基盤。システム連携のための標準インタフェースを規定することで、自治体による業務システムの調達・運用の合理化を促進する役割を果たす。

3 情報システムに関するコストの削減（アウトソーシング）

- ・ システムの運用管理コストの軽減、安全性の確保等を図るため、データセンターの活用について検討します。
- ・ 開発・運用コストの軽減、業務の標準化による事務改善等を実現するため、バックオフィスの共同アウトソーシングに向けた検討を行います。

（１）データセンター活用に向けた検討

データセンターを活用することで次のような効果が期待できることから費用対効果を考慮した上で、データセンターを活用することを検討します。

データセンター活用による効果

- ・ サーバ機器等をデータセンターに集中し、専門業者によるサービスを利用することで運用管理コストが削減できます。
- ・ 耐震性のある建物や冗長化された電源等により、災害や障害発生時にも情報を保護するとともに、安定した運用ができます。
- ・ 監視カメラや生体認証等、確実なセキュリティ対策により、住民情報を安全に保護できます。
- ・ 統合庁舎が建設された場合に、個人情報保管された機器を搬送する必要がないため、移転が安全かつ円滑に行えるとともに、移転経費が軽減できます。

（２）バックオフィスの共同アウトソーシングに向けた検討

新電子自治体推進指針では、業務の効率化及び歳出削減という観点から、バックオフィスの共同化に取り組むことを求めています。

バックオフィスを共同アウトソーシングすることにより、割り勘効果によって法改正に伴うソフトウェア改修経費等、情報システム関連コストの削減が見込まれるとともに他市町村のノウハウ及び民間企業等による最新技術を活用した業務改革の推進が期待できます。

県内では、36市町村（ ）が、財団法人岐阜県市町村行政情報センター³⁶（以下、「情報センター」と言う。）のバックオフィスシステムを利用するとともに、帳票の大量印刷処理等を共同アウトソーシングにより実施しています。

海津市においても、費用対効果等を十分に分析した上で、情報センターの利用も含め、バックオフィスの共同アウトソーシングを実施することを検討します。

（ ）住民記録システム利用団体数

³⁶ 財団法人岐阜県市町村行政情報センター：県内市町村行政に係る情報処理システムの標準化及びコンピュータ利用の共同化を図ること等を目的に昭和45年に設立された財団法人。県及び県内全42市町村が出捐している。

第6章 実施スケジュールと推進体制

1 実施スケジュールの考え方

- ・ 行政手続のオンライン化については、岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会の取組に沿って整備します。
- ・ 既存システムは、機器の更新時期等を考慮しつつ、業務プロセスの見直しに合わせて平成22年度中にシステムを更新します。
- ・ システム更新による事務改善効果を高めるため、システム移行前に業務プロセスを見直します。
- ・ システムの更新に併せて、データセンターの活用及びバックオフィスの共同アウトソーシングに向けた検討を行います。

2 個別スケジュール

(1) 行政手続のオンライン化の促進(フロントオフィスの電子自治体化)

No	実施施策	実施内容	実施年度				
			20	21	22	23	24
1	岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会との連携	協議会を通じて、行政手続のオンライン化等、電子自治体システムの共同化に向けて協議します。	随時実施				
2	オンライン利用促進対象手続の検討	行政手続のオンライン化を効果的に実現するため、申請手続手順を検討します。	検討				
	(公共施設予約システムの更新)	公共施設予約システムの更新を行います。	検討	実施			
3	住民基本台帳カードの多目的利用の推進	住民基本台帳カードの多目的利用に向け、自動交付機の設置等について検討します。	随時実施				

(2) 情報システムの円滑な連携による窓口等事務の改善(効率化)

No	実施施策	実施内容	実施年度				
			20	21	22	23	24
1	業務プロセスの見直し	バックオフィスシステムの更新に向け、全体最適の観点で業務プロセスの見直しを行います。	検討		随時見直し		
2	バックオフィスシステムの更新	業務プロセスの見直しを踏まえて、バックオフィスシステムの更新を行います。					
	(基幹系システムの更新)	基幹系システムを更新します。	検討		実施		
	(情報系システムの更新) ・財務会計及び人事給与	情報系システムを更新します。	検討		実施		
	・グループウェア ・CMS		検討		実施		

(3) 情報システムに関するコストの削減(アウトソーシング)

No	実施施策	実施内容	実施年度				
			20	21	22	23	24
1	データセンターの活用に向けた検討	バックオフィスシステムの更新と併せて、データセンターの活用に向けた検討を行う。	検討 →				
2	バックオフィスの共同アウトソーシングに向けた検討	バックオフィスシステムの更新と併せて、バックオフィスの共同アウトソーシングに向けた検討を行う。	検討 →				

3 全体スケジュール

電子自治体を効果的に実現するため、オンライン利用促進対象手続の手続手順の検討を行うとともに引き続き、市町村・県連絡協議会に参加して協議を進め、随時新規システムの導入を行います。

20年度から21年度にかけて内部事務の効率化等を実現するための業務プロセスの見直しを行い、22年度にバックオフィスシステムを更新します。

23年度から24年度には、更新後のバックオフィスとの連携による効果的なフロントオフィスシステムの構築に向け、行政手続オンライン化の取組を強化します。

電子自治体構築スケジュール

実施施策		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
行政手続オンライン化の促進	岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会との連携	協議会での検討、随時新規システム導入				
	オンライン利用促進対象手続の検討	第3ステップ 手続手順の検討				
	(公共施設予約システムの更新)	第1ステップ 現行システム → 新システム				
	住民基本台帳カードの多目的利用の推進	随時検討・実施				
	業務プロセスの見直し	業務プロセスの検討 → 随時見直し				
情報システムの円滑な連携による窓口事務の改善	バックオフィスシステムの更新 (基幹系システムの更新)	第2ステップ 再リリース▲ 現行システム → 設計 → 試行 → 新システム				
	(情報系システムの更新) ・財務会計システム ・人事給与システム	現行システム → 設計 → 試行 → 新システム				
	・グループウェア ・CMS	現行システム → 移行 → 新システム				
	データセンターの活用に向けた検討	検討				
	バックオフィスの共同アウトソーシングに向けた検討	検討				
参考	市の計画	▲新庁舎設置有無の決定 新庁舎建設着工(予定)▲				
	県の計画(ぎふIT活用プラン)	▲電子県庁サービス更新 ブロードバンドサービス未提供地域ゼロ▲				
	国の計画(目標等)	次世代の電子行政サービス基盤の標準モデルを策定▲ 公的個人認証に対応した電子申請システムを全市町村において整備▲ 申請・届出のオンライン利用率50%を達成▲				

(1) 第1ステップ(準備段階)

ア オンライン申請手続手順の検討

市町村・県連絡協議会での取組に沿った、効果的なオンライン申請の実現に向けて、オンライン申請手続手順の検討を行います。

イ 住民基本台帳カードの多目的利用の推進

住民基本台帳カードの多目的利用に向け、自動交付機の設置等について検討します。

ウ 合併以前に導入したシステムの更新

平成13年及び平成14年度に地域イントラネット基盤施設整備事業により導入した公共施設予約システム、グループウェア、CMS等を更新します。

エ 業務のプロセスの検討

バックオフィスシステムの更新に備え、窓口サービスの改善及び内部事務の効率化を実現するための業務プロセスを検討します。

オ データセンター活用に向けた検討

バックオフィスシステムの更新に向け、データセンターの活用に向けた検討を行います。

カ 共同アウトソーシングに向けた検討

バックオフィスの更新に向け、共同アウトソーシングに向けた検討を行います。

(2) 第2ステップ(バックオフィスシステムの更新)

ア 基幹系システムの更新

業務プロセスの見直しを平成21年度までに行い、平成22年10月の本稼動に向けて、基幹系システムの更新を行います。

イ 情報系システム(財務会計及び人事給与システム)の更新

業務プロセスの見直しを平成21年度までに行い、平成23年4月の本稼動に向けて、情報系システムの更新を行います。

(3) 第3ステップ(フロントオフィスシステムの構築)

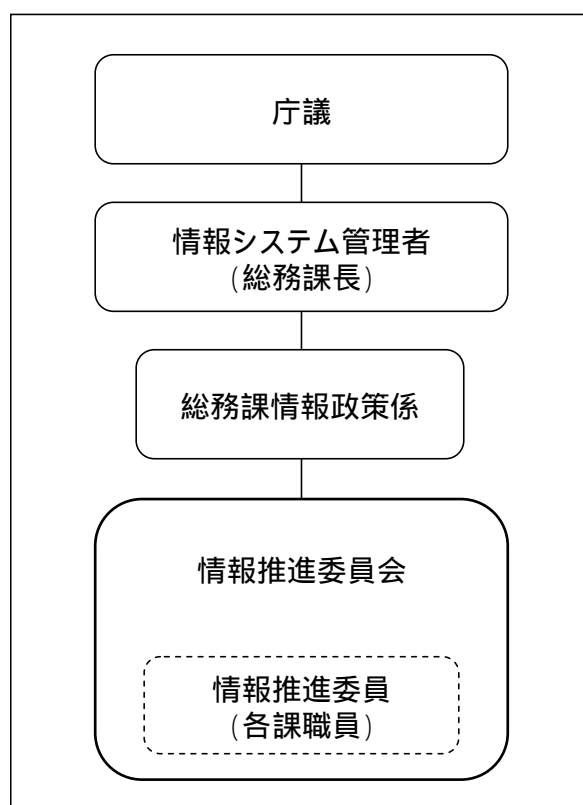
フロントオフィスシステムについては、市町村・県連絡協議会を通じて、随時取組を進めることとしますが、国が次世代電子行政サービス基盤の標準モデルを2010年度(平成22年度)に構築することとしていることも踏まえ、内部事務と連動した効果的なフロントオフィスシステムの構築については、バックオフィスシステム更新後の平成23年度を目処に取組を強化します。

4 推進体制

計画の推進に当たっては、関係部署間の連携の強化、情報化に関して幅広く協議が行えるよう、全庁的な推進体制とします。

- ・ 庁議
トップのリーダーシップのもとで計画が推進できるよう、市長・副市長が参画する庁議を行い、進捗状況、実施効果等の把握、評価、計画の見直し等を行います。
- ・ 情報システム管理者
計画推進の適正な管理を行います。
- ・ 総務課情報政策係
計画推進の中心的な機能となり、関係部署、関係団体等との調整を図りながら実施施策を推進します。
- ・ 情報推進委員会
各課の担当職員から構成する情報推進委員会を活用し、電子自治体構築に関する関係各課の調整を図ります。

図表 6 - 1 電子自治体推進体制



第7章 推進上の課題

1 行政手続オンライン化の推進に関すること

新電子自治体推進指針では、「電子自治体は、各地方公共団体が地域の実情、団体の規模や情報化の進展度等を踏まえて、主体的に取り組むべきものである」としており、海津市においても県、近隣市町村等の動向に十分留意しつつ、主体性を持って進めて行く必要があります。

電子申請や電子申告については、全国的に利用が低迷している現状も踏まえ、アンケート等により市民の意向を把握し、市民のインターネット利用状況、費用対効果等を考慮して慎重に進め、法人向けサービス（電子入札対象の拡充、電子申告等）及び市民ニーズが高い申請（公共施設の予約、研修・講習・各種イベント等の申込など）を優先的に実施する必要があります。

2 セキュリティ対策に関すること

市民の個人情報保護意識の高まりや新たな脅威の発生を考慮し、引続き技術面及び運用面の両面でセキュリティ対策の見直しを継続することが必要です。

このため、情報推進委員会の取組等を通じて、セキュリティ人材を育成するなど、職員の情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図るとともに、システムの運用形態の変化、組織の見直し等に即したセキュリティポリシーの見直し等を継続して実施する必要があります。

3 情報格差への対応に関すること

すべての市民が電子自治体の便益を享受できるよう、パソコン、インターネット、オンライン申請等の利用を支援する講座を開催するなど、利用者の情報活用能力（情報リテラシー）向上を支援することが必要です。

また、高齢者、障害者等も含めて、誰もが必要な情報や行政サービスを支障なく利用できるよう、海津市ホームページのウェブアクセシビリティを向上するとともに、パソコン等を利用しない市民への対応として、地上デジタル放送及びケーブルテレビを活用した行政情報の提供、平成18年度に市町村・県連絡協議会において実証実験を行った岐阜共同コールセンターの実現等にも取り組む必要があります。

4 市の各施策との連動に関すること

電子自治体の構築に関連して、次の各施策との連動した取組が必要となります。

(1) 市税収納率の向上

市税収納率の向上に向けた取組の一つとして、平成21年度からコンビニ収納³⁷を実施することとしています。引続き収納率向上に向け、先進団体において取組が進んでいるクレジットカード収納³⁸等の新たな収納手段について検討を行う必要があります。

(2) 統合庁舎の検討

業務プロセスの見直しに際しては、統合庁舎の検討状況を踏まえ、組織体系及び総合窓口事務のあり方を含めた検討が必要となります。

³⁷ コンビニ収納：税・料などの公金をコンビニエンスストアで決済する仕組みのこと。

³⁸ クレジットカード収納：税・料などの公金をクレジットカードで決済する仕組みのこと。

参 考 文 献

- 「e - J a p a n戦略」IT戦略本部、平成13年1月
- 「岐阜県IT戦略」岐阜県、平成13年1月
- 「電子政府・電子自治体推進プログラム」総務省、平成13年10月
- 「e - J a p a n戦略」IT戦略本部、平成15年7月
- 「電子自治体推進指針」総務省、平成15年8月、平成18年7月一部改定
- 「IT新改革戦略」IT戦略本部、平成18年1月
- 「電子自治体オンライン利用促進指針」総務省、平成18年7月
- 「新電子自治体推進指針」総務省、平成19年3月
- 「ぎふIT活用プラン」岐阜県、平成19年3月
- 「IT新改革戦略政策パッケージ」IT戦略本部、平成19年4月
- 「平成18年度通信利用動向調査」総務省、平成19年5月
- 「重点計画2007」IT戦略本部、平成19年7月
- 「e都市ランキング2007」日経パソコン、平成19年7月